

四日市市告示第78号

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月9日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 諏訪栄地区 四日市市諏訪栄町全域をいう。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業 <u>(諏訪栄地区を除く)</u>、生活関連サービス業、医療・福祉事業、情報通信業（情報サービス業およびインターネット附随サービス業を除く）、学術研究、専門・技術サービス業のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業、情報通信業（情報サービス業およびインターネット附随サービス業を除く）、学術研究、専門・技術サービス業のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして市長が適当と認めた</p>

<p>市長が適当と認めたものに限る。) 及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>ものに限る。) 及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>
---	--

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

(商工農水部商業労政課)